

議案第 79 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

専決第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、松阪市介護保険条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

松阪市長 竹 上 真 人

記

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「平成 31 年度及び平成 32 年度」に、「31,872 円」を「25,896 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,896 円」とあるのは、「35,856 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「25,896 円」とあるのは、「45,816 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松阪市介護保険条例第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。